

2026 年 9 月 17 日
商 工 中 金

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

株式会社商工組合中央金庫（本社：東京都中央区、代表取締役社長：関根 正裕、以下「商工中金」）は、本日付の取締役会決議において、第三者割当の方法により自己株式の処分（以下「本自己株式処分」）を実施することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 自己株式処分の概要

(1). 処 分 期 日	2026 年 11 月 16 日（月）
(2). 処 分 株 式 数	普通株式 556, 527, 000 株
(3). 処 分 価 額	1 株につき 164 円
(4). 調 達 資 金 の 額	91, 270, 428, 000 円
(5). 処 分 方 法	第三者割当の方法によります。
(6). 処 分 予 定 先	当金庫お取引のお客さまに割り当てを行う予定です。
(7). そ の 他	上記各項については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 自己株式処分の目的及び理由

商工中金は、2026 年 3 月 6 日に公表した「長期戦略・変革プラン」に基づき、「中小企業経済圏」の確立・活性化を目指し、「中小企業経済圏」の参加者をはじめとするステークホルダーの皆さまの価値向上に貢献してまいります。その実現に向け、Industry、Innovation、Investment、Traditional Banking、Turn Around の 5 つの重点分野への投融資等により、中小企業向けサービスの拡充を進めます。また、これまでと同様に、長期安定的な融資スタンスを基本とし、大規模災害や経済危機の際には機動的な危機対応業務を実施してまいります。

こうしたなか、商工中金の法目的である「中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化」を果たしていくためには、十分な自己資本を確保し、財務基盤を一層強化することが重要であると考えています。そのため、自己資本の充実を図ることを目的として、本自己株式処分を実施することといたしました。

3. 自己株式処分による手取り金の額及び使途

(1) 手取り金の額（予定）

払込金額の総額	91, 270, 428, 000 円
発行諸費用の概算額	198, 000, 000 円
差引手取概算額	91, 072, 428, 000 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額は、会社法第 199 条第 1 項第 2 号所定の払込金額の総額であり、発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、アドバイザー費用、普通株式の価値算定費用、有価証券届出書及び目論見書等の作成及び発送費用等であります。

(2) 手取り金の使途

本自己株式処分により調達する資金は、財務基盤の強化と、「中小企業経済圏」の確立・活性化に向けた戦略投資に充当するものであります。

このため上記差引手取概算額 91,072,428,000 円は、主に、商工中金の長期戦略・変革プランで掲げる各種プランの実行により、2027 年 3 月期以降において、「中小企業経済圏」の確立・活性化に資する投資に充当します。具体的には、中小企業支援サービスの拡充、デジタルインフラの整備、投資銀行機能及び成長支援ファンドの運営、地域金融機関やスタートアップとの連携強化、事業再生・ターンアラウンド支援などに活用します。あわせて、これらの取組みを着実に推進しながら、中小企業への提供価値の向上と、財務の健全性を両立するため、資本強化にも充当する予定です。

なお、当面の資金管理は、当社預金口座にて行います。

【本件に関するお問い合わせ先】※2027 年 3 月 31 日までご利用いただけます。

商工中金 株式ご相談窓口 TEL. 0120-032-004